

入札説明書

令和6年5月13日さいたま市水道局告示第48号により公告した「南下新井配水場施設再配置調査業務」外4件の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込兼資格確認申請書を令和6年5月23日（木）までに必ず提出してください。
- (2) 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しません。
- (3) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しません。

2 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金について

競争入札参加資格確認において入札参加資格が有り、かつ入札保証金が必要となる方につきましては、令和6年6月7日（金）15時までに、さいたま市水道局契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第21条の規定により見積もった金額（税込み）の100分の5以上の額を納付書で納付いただく、又は契約事務規程第23条に規定している入札保証金に代わる担保をお持ちいただく必要があります。

(2) 入札保証金免除申請について

入札保証金の免除申請をする場合は、入札保証金免除申請書と併せて下記のいずれか一方の書類を提出してください。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した、本入札と種類及び規模を同程度とする契約書の写し及び履行完了を証明する書類の写し（2契約分、記載が日本語以外の場合はその翻訳も添付してください。）

3 入札及び開札に立会う者に関する事項

郵便入札の参加者は開札に立ち会うことができます。開札に立ち会うことができる者は、入札参加者（代表者）又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立ち会う場合は、開札に関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出していただきます。）。

開札の立会いは任意です。再度入札を行う場合は、初回の開札に立ち会わなかった者も参加できます。

※開札の立会いを希望する場合、令和6年6月7日（金）までにご連絡いただくようお願いいたします。

連絡先：〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

TEL：048-714-3080 FAX：048-832-3336

4 開札及び入札に関する事項

(1) 入札方法

ア 入札書は、到達期限までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出してください。

イ 郵送の際には、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、表側に件名、開札日時及び入札参加者名を記載し、封かんしてください。また、内封筒の裏側3か所に封緘印を押印し

た上で、郵送用の外封筒により送付してください。なお、郵送用の外封筒は、あて名を「さいたま市水道局業務部管財課契約係」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）を記載してください。

ウ 入札書に記載する日付は開札日を記載してください。

(2) 再度入札の実施

ア 落札者がいない場合は、再度入札を行います。

イ 再度入札の回数は、1回とします。

ウ 再度入札を行う場合は、初回の入札における最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限をFAXにて競争入札参加者へ通知します。

エ 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札で無効とされた者は参加できません。

(3) 不調時の取扱い

ア 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結する場合があります。

イ 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができません。

(4) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合

落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者等にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合、当該入札参加者等はくじを引くことを辞退することはできません。

また、当該入札参加者等が開札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代わって当該入札の執行立会人にくじを引かせ落札者を決定します。

(5) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 開札結果

落札者となるべきものがあつたときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面等により連絡いたします。入札結果等については、さいたま市ホームページ等にて公表いたします。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条の規定により、無効と定める入札

イ 到達期限までに到達しなかった入札

ウ 最低制限価格を下回る入札

5 契約保証金に関する事項

(1) 契約保証金について

契約締結日までに、契約事務規程第4条第1項の規定により契約代金(税込み)の100分の10以上の額を納付書で納付いただく、又は契約事務規程第4条第2項に規定している契約保証金に代わる担保をお持ちしていただく必要があります。なお、入札保証金を契約保証金に充当することが出来ます。

(2) 契約保証金免除申請について

契約保証金の免除申請をする場合は、落札者決定後すぐに契約保証金免除申請書と併せて以下のいずれか一方の書類を提出してください。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約の保険証券

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した、本入札と種類及び規模を同程度とする契約書の写し及び履行完了を証明する書類の写し（2契約分、記載が日本語以外の場合はその翻訳も添付してください。）